

宝塚市
宅地造成及び特定盛土等規制法による
宅地造成等技術マニュアルの追補資料

令和7年4月
宝塚市都市整備部
開発審査課

目 次

1 総 則.....	1
(1) 総 則.....	1
(2) 対象範囲	1
2 宝塚市における許可基準の追補事項	2
(1) 追補事項1 ≪「3 盛土及び切土」「4 擁壁」関連≫ 宅地造成等に関する安全性の検証	2
(2) 追補事項2 ≪「4 擁壁」関連≫ 浅層地盤改良の改良深さについて	2
(3) 追補事項3 ≪「4 擁壁」関連≫ 練積み造擁壁のコンクリート強度	2
(4) 追補事項4 ≪「4 擁壁」関連≫ 練積み造擁壁の基礎地盤の必要許容応力度	3
(5) 追補事項5 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリートで補強する隅角部の配筋	3
(6) 追補事項6 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリート造等擁壁の土圧の作用面	3
(7) 追補事項7 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリート造等擁壁の土圧算定時の積載荷重.....	3
(8) 追補事項8 ≪「10 施行管理・検査」関連≫ 工事監理者の資格に関する申告書	4

1 総 則

1 総 則

(1) 総 則

この追補資料は、宝塚市において許可をする際に適用される技術基準について、兵庫県建築指導課が定める「宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル」の技術基準に対して追加、補填する技術基準を定め、もって、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(解説)

この資料は、宝塚市における法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項の許可及び法第 15 条第 1 項の協議に際して、法令に定めるもの及び兵庫県建築指導課の定める「宅地造成及び特定盛土等規制法による宅地造成等技術マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）に加えて、宝塚市のみに適用する技術的基準を追補資料として定めたものである。

(2) 対象範囲

この追補資料は、宝塚市における法の許可等を必要とする宅地造成等を対象とする。

(解説)

この追補資料は、宝塚市にのみ適用する。

2 宝塚市における許可基準の追補事項

2 宝塚市における許可基準の追補事項

(1) 追補事項1 ≪「3 盛土及び切土」「4 擁壁」関連≫ 宅地造成等に関する安全性の検証

大規模な擁壁や長大のり面、大規模盛土造成地等の宅地造成等工事がある場合、専門機関等による宅地造成等に関する安全性の検証や意見聴取等を行った上で計画に反映する。

(解説)

1 次のいずれかに該当する場合は、専門機関等による宅地造成等に関する安全性の検証や意見聴取等を行った上で、その結果や意見等を計画に反映すること。

(1) 高さが10mを超える擁壁を使用する場合

(参照 県マニュアル「4 擁壁 (1) 高さの制限」)

(2) 長大のり面で絶対高さ(盛土の高さ30m、切土の高さ40m)を超える場合

(参照 県マニュアル「3 盛土及び切土 (7) 長大のり面」)

(3) のり高が30m以上の切土のり面で変形のおそれのある場合

(参照 県マニュアル「3 盛土及び切土 (8) 盛土又は切土の安定性の検討」)

(4) 溪流等において、盛土高さが15mを超える盛土を行う場合

(参照 県マニュアル「3 盛土及び切土 (9) 溪流等における盛土」)

(5) 谷埋め型大規模盛土造成地及び腹付け型大規模盛土造成地の場合や土質調査において特別な対応が必要な場合

上記に該当する場合は、事前に許可権者と十分に調整すること。

(2) 追補事項2 ≪「4 擁壁」関連≫ 浅層地盤改良の改良深さについて

浅層地盤改良の改良深さは、原則、2 m程度までとする。

(3) 追補事項3 ≪「4 擁壁」関連≫ 練積み造擁壁のコンクリート強度

練積み造擁壁の胴込め(裏込め)コンクリートは4週圧縮強度で18N/mm²以上とする。

2 宝塚市における許可基準の追補事項

(4) 追補事項4 ≪「4 擁壁」関連≫ 練積み造擁壁の基礎地盤の必要許容応力度

練積み擁壁における基礎地盤の許容応力度は、原則として土質試験結果に基づき算出する。また、練積み擁壁の基礎は直接基礎とし、基礎地盤の必要許容応力度は擁壁の高さ及び勾配に応じ以下の表の値を用いることができる。

＜表 2－1 練積み擁壁の基礎地盤の必要許容応力度（k N／m²）＞

種別	高さH（m）	$\theta \leq 65^\circ$	$65^\circ < \theta \leq 70^\circ$	$70^\circ < \theta \leq 75^\circ$
盛土	2	7 5	7 5	7 5
	3	7 5	7 5	7 5
	4	1 0 0	1 0 0	—
	5	1 2 5	—	—
切土	2	7 5	7 5	7 5
	3	7 5	7 5	7 5
	4	1 0 0	1 0 0	—
	5	1 2 5	—	—

（解説）

- 1 擁壁の高さ（H）は、令第1条第4項による。
- 2 地盤の許容応力度の算定は、県マニュアルの「4 擁壁 （8）鉄筋コンクリート造等擁壁 エ基礎地盤」と同様の方法によること。

(5) 追補事項5 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリートで補強する隅角部の配筋

隅角部補強の配筋（縦筋）は、隣接する壁の主筋の内、径の大きい方を1本以上配筋する。なお、隅角部補強における配筋（縦筋・横筋とも）の定着長及び継手長は鉄筋径の40倍以上とする。

(6) 追補事項6 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリート造等擁壁の土圧の作用面

L型擁壁等における安定計算時の土圧の作用面は、原則、底版かかと先端から鉛直方向に伸ばした仮想背面とすること。

(7) 追補事項7 ≪「4 擁壁」関連≫ 鉄筋コンクリート造等擁壁の土圧算定時の積載荷重

土圧の算定に用いる積載荷重について、令別表第2に規定される土圧係数を用いた場合においても、10kN/m²を標準とし、予定建築物の規模、種類等からこれを上回る場合は、実情に応じて適切に設定する。

2 宝塚市における許可基準の追補事項

(8) 追補事項8 ≪「10 施行管理・検査」関連≫ 工事監理者の資格に関する申告書

「工事監理者の資格に関する申告書」の提出が必要な場合、原則として許可申請時に提出すること。
やむを得ない場合でも工事着手届の提出までを期限とする。